

(様式3)

「不利益処分」の処分基準

不利益処分の名称	管理計画の認定の取消し
根拠法令等の名称・根拠条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の10第1項
所管部室課名	都市計画部 住宅政策室
処分基準	<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律（抜粋） （管理計画の認定の取消し）</p> <p>第五条の十 計画作成都道府県知事等は、次に掲げる場合には、第五条の四の認定（第五条の七第一項の変更の認定を含む。以下同じ。）を取り消すことができる。</p> <p>一 認定管理者等が前条の規定による命令に違反したとき。 二 認定管理者等から認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出があったとき。 三 認定管理者等が不正の手段により第五条の四の認定又は第五条の六第一項の認定の更新を受けたとき。</p>
最近改正年月日	令和4年4月1日